

10月からの保険料徴収について

○ 平成12年度の保険料徴収に関するスケジュール

平成12年3月	(市町村) ○所得段階別となっている高齢者保険料額や普通徴収の納期等を条例で設定。
4月	(市町村→40歳～64歳の2号被保険者(国保)) ・介護保険料の徴収開始。 *納期は、市町村によって異なる。
5月	(社会保険庁などの年金保険者→市町村) ○特別徴収対象者のリスト通知(5月末まで)
6月	(政管・健保組合等の被用者保険→2号被保険者) ・介護保険料を5月分給与から徴収開始。 *以降毎月の給与支払時に徴収。
7月	(市町村) ○前年の住民税課税額を確定し、これをもとに、個々の高齢者について、どの所得段階の保険料を適用するかを当てはめ。
7月 ～10月初	(市町村→年金保険者) ○個々の高齢者に当てはめた保険料額を年金保険者に通知。(7月末まで) (市町村→高齢者) ○個々の高齢者に、保険料の額などを通知。
10月	(年金保険者→特別徴収の対象の高齢者) ○年金額にあわせ、年金から特別徴収する保険料額を通知(初旬) ○年金から特別徴収(初回は10月13日)。 (市町村→普通徴収の対象の高齢者) ○高齢者の普通徴収開始。 *納期は市町村によって異なる。
11月	(年金保険者→市町村) ○特別徴収した保険料を市町村に納付(年金支払月の翌10日)
12月	(年金保険者→特別徴収被保険者) ○2回目の年金からの特別徴収(12月15日)

平成12年度の介護保険料をお知らせします

◇保険料が決まりました◇

65歳以上の方(介護保険第1号被保険者)の12年度介護保険料が決まりました。保険料は、6月に決定された住民税をもとに、所得に応じて5段階に設定されています。

(保険料の詳細は納入通知書の裏面をご覧ください)

◇お支払いは10月から始まります◇

介護保険制度は4月からスタートしましたが、保険料は国の特別対策により9月まで徴収されません。10月からお支払いいただきますが、来年9月までの1年間保険料は半額になります。

◇お支払い方法には特別徴収と普通徴収があります◇

その年の4月1日現在、老齢年金・退職年金の受給者であって年金月額が15,000円(年額18万円)以上の方は、年金から特別徴収(天引き)させていただきます。それ以外の方は普通徴収となり10月からお送りする納付書または口座振替(自動払込)の方法で毎月お支払いいただくようになります。

特別徴収の方へ

平成12年6月15日付で社会保険庁より送付された「年金振込通知書」には、介護保険料額が0円で記載されておりますが、改めて10月に介護保険料額の記載された「年金振込通知書」が社会保険庁より送付されます。

お問い合わせ先 資格係 ☎5742-6676

普通徴収の方へ

便利な 口座振替 をおすすめします!
(自動払込)

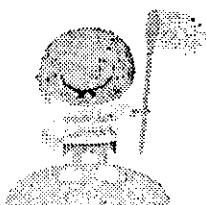


同封の「口座振替依頼書」でお申込みください。

8月21日までに申込みされると10月からのお支払いに間に合います。

☆すでに国民健康保険料を口座振替でお支払いいただいている方も

お手数ですが、改めてお申込みをお願いします。



納入通知書の見方



特別徴収

④ 特別徴収の方は、偶数月にこの保険料額(2カ月分)を年金から天引きで納めていただきます

普通徴収

⑤ 普通徴収の方は、毎月納付書または口座振替(自動払込)で納めていただきます

月	普通徴収
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	1,650
11月	1,650
12月	1,650
1月	1,650
2月	1,650
3月	1,650
計	9,900 円
合計	9,900 円

平成12年度 介護保険料変更通知書
(随時決定)

140-0000
品川区広町2-1-36

品川かいご様

被保険者の名前 (納付義務者) **品川かいご**
 被保険者番号
 賦課年度 **平成12年度** 相当年度 **平成12年度**
 通知書発付日

保険料を変更(決定)した理由
所得段階の決定(変更)

これからの保険料納付方法等
 ② 保険料徴収方法 **特別徴収**
 特別徴収義務者 **社会保険庁**
 (年金保険者)
 ③ 特別徴収対象年金 **国民年金老齢年金**
 特別徴収中止理由

平成12年度相当分 月	今年度の保険料 9,900 円			
	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収
4月				
5月				
6月				
7月	④			
8月				
9月		⑤		
10月		3,300		
11月				
12月		3,300		
1月				
2月		3,300		
3月				
計	9,900 円			
合計		9,900 円		

他年度の賦課の有無 **無**

所得段階	段階別保険料年額	加入月数
第1段階	4,950 円	12 月
第2段階	7,425 円	12 月
★ 第3段階	9,900 円	12 月
第4段階	12,375 円	12 月
第5段階	14,850 円	12 月
平成12年度相当分保険料年額	9,900 円	

- 平成12年度の第4段階と第5段階の判定基準となる一定額は、合計所得250万円です。
- *の表示がある所得段階があなたの今年度の所得段階です。
- 詳しくは裏面の説明をご覧ください。

① 保険料段階

★のついている段階が品川かいごさんの今年度の保険料です
(保険料は所得に応じて5段階に分けられます)

② 特別徴収か普通徴収かの
お支払い方法がうちだされています

③ 特別徴収でお支払いいただく方の
天引きの対象となる年金です